

松本みつはる社会保険労務士事務所

ニュースレター



9月

Sept

2015年

こんにちは、松本です。
この夏はいかがでしたか？



半袖では肌寒いほどのお天気が全国的に続いていますよね。8月の中旬までの猛暑から、あまりにも一気に過ぎ去った夏に、私は、ちょっと取り残されたような気持ちすらしています。（9月にしてはちょっと肌寒いですよ）

さて、そんな中、
いよいよ秋に突入しました。
浮かれがちな夏の心を落ち着かせて、
心機一転、実り多き秋を迎えたいですよ。



この秋を、ビジネスにおいても「実りの秋」とするために、
今、あなたが着手したいことはなんですか…？

それぞれに色々な思いがあるかと思います。

- ✓ 新しい商品を売り出したい！
- ✓ 今の事業をブレイクさせたい！

✓ 人脈を広げたい！…etc.

この秋、あなたは、どんな課題に挑戦しますか？

私の課題はズバリ、
中小零細企業の経営者支援として

マイナンバー制度の攻略です



この制度、世間でも賛否両論が噴出しているところ。
ただ、待たなし、10月スタートが決定しています。

これからも、あなたが困らないように、私なりのサポートを
今後、提供していきます。

さあ、実りの秋です。張りきって参りましょう！！

あなたのご愛顧に、感謝！



CONTENTS 今月のお題

- 01 ごあいさつ
- 02 【マイナンバー制度】…中小企業にメリットはあるのか？
…シンプルに、まず3点準備すべし！
- 04 【労働トラブル】…会社が不利にならない戦略とは？
- 05 編集後記、プロフィールなど

マイナンバー入門

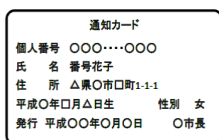
「全くわからん」から → そこそこ理解へ

中小企業にメリットはあるのか？ 編

平成27年10月マイナンバーの通知がスタート。あなたの業務への影響は？平成28年からの企業経営には、マイナンバー制度の理解とリスク管理の知恵が必要です。

9月になりました。
マイナンバーの通知が来月10月から始まります。
いよいよスタート、でも大丈夫？…という感じですね。

マイナンバーは、簡易書留で、住民票の住所に家族ごとにまとめて郵送されます。



(案)

簡易書留

ここで私からアドバイスをひとつ。
「簡易書留で、住民票の住所に届きます」ということを
あらかじめ社員にアナウンスしておくといいですよ。

なぜなら、
早ければ年末から従業員のマイナンバーをきっちり収集しなくてはなりません。想定される「困ったこと」が、必ず起こります。

それは、
「私にはマイナンバーが届いていません。
だから、会社に番号を提出できません」



あなたの会社の中には、住民票の住所を現住所に移動していないとか、一人暮らしなので簡易書留がなかなか受け取れないという人もいます。

「訳ありで住民票が移せない！」
「マイナンバーには断固反対だから受け取らない！」
…なんていうケースもあり得ます。

会社の事務が滞らぬように早めに対処しておきましょう。

さてさて、
前置きが長くなりましたが、本題に参りますね。

マイナンバーは中小企業にメリットあるか？

について



よく質問されることなのですが、
本音でズバリ、はっきりと申し上げます。
(皆様の心の声を代弁するためにあえて厳しく、)

国は、マイナンバー制度によって
「行政手続きの効率化や国民の利便性を向上し、公平・公正な社会を実現する」と謳っていますが…、しかし、

中小零細企業にとってのメリットは、

当面2～3年はほぼ無い

…と考えます。

腹立たしいことに、手間もコストも結構かかります。
人・モノ・金すべての資源を消費し、漏えいリスクだけを背負わされ、お国のために奉仕するのが当面の責務です。

当面、中小企業には何のメリットも無い。
逆に、
メリットを教えてもらいたいぐらいです。



いつの間にやら、このマイナンバー法が決まり、
すでに順次10月からスタートすることが決定しているわけですから、もはや仕方ありません。

明日の経営のためには、ボヤいてばかりもいられません。

法令順守(コンプライアンス経営)は今や常識ですから、ビジネスの上では、嫌でもやらざるを得ませんね。その姿勢すら無ければ、ビジネスの世界では生き残れないでしょう。

じゃあ、どうすればいいのでしょうか？

ほとんどの経営者が困っています。全国いたるところで、マイナンバーセミナーが毎日のように開催され、どの会場も満員御礼のようです。

ただ、セミナーに参加しても・・・基礎からガイドラインまで詳しく一通り勉強して一言。

「これは大変だ！」
「でも、よくわからん、どうしよう？」



正直申し上げて、この制度は、ややこし過ぎます。

聴けば聴くほど何から手をつけていいやら！混乱するばかり。複雑なことなんて実務ではできやしない！おまけに、重たい罰則の話まで聞かされ、お先真っ暗！

最近、このような話をよく耳にします。あなたはいかがでしょうか！大丈夫ですか？

シンプルに、まずは3点準備すべし！

ここでご提案！
マイナンバー対策の苦悩から解放されるためには、
あえてシンプルに考える必要があります！

最低限必要なものだけ、とりあえず用意しておくという発想に切り替えてください。あれやこれや考えても、混乱してストレスが溜まるだけです。



今から11月頃までに、
まずはこの**3点だけ**揃えてください。とりあえず、体裁を

整えるだけでも OK です。

- 1、基本方針
- 2、取扱規程
- 3、管理台帳

この3点、一見、難しそうにみえるかもしれませんが、それほどのことでもありません。

ゼロから作るなんて考えず、まずは、出回っているものを真似して作ってみてください。ぶっちゃけ、パクった方が楽なんですよね。

難しく考えず、ネット検索や書籍をチェックしてこの3つを御社用にアレンジして作成してみてください。

この3点の作成過程で、
必要な事項が自然と決まり体制が整い、
出来上がるころには、
全体像が見渡せるようになるでしょう。



「そうは言っても手伝ってよ」という声が聞こえてきそうです。そこで、お困りの方を手助けするため、私なりの支援サービスを開始することとしました。(今、準備に奔走中です)

9月後半までには、ホームページ等で発表できると思います。お困りでしたらご覧いただき、必要であれば相談ください。

▼おすすめ情報サイト▼



マイナンバー制度を知りたいなら、国で用意されたサイトがおすすめ。お役所仕事としては珍しく“わかりやすい”内容になっています。

マイナンバーで**検索**し、**内閣官房 HP** や**特定個人情報保護委員会 HP** をチェックしてみてください。

動画(個人向け)での解説は、従業員の研修用として使えそうですし、動画(事業者向け)は経営者が全体像を把握するのに役立ちそうです。

労務トラブル奮戦記

Q & A 相談事例から学ぶ

会社が不利にならない戦略とは？ 編

会社への不平・不満・不信から当局に駆け込む者が後を絶たしません。年間100万件を超える労使紛争に、あなたは無関心でいられますか？

労働トラブルは年々増加しています。
あなたの身近にも、一つ二つイザコザがあるのでは？

その背景には、
終身雇用が崩壊し労働者の会社への
帰属意識が無くなってきたことや情報化社会における労働者の権利意識の高まりがあります。



つまり、こんな風に労働者が変化したのです。

- 会社より自分優先
- 悪いのはいつも会社

この現状は、腹立たしいけれども、もう受け入れるべき時期にきました。

多くの中小企業では、未だ労務管理の重要性に対する認識が甘く、そのため十分な対策がとられていません。トラブルが発生しても、打つ手を知らぬまま右往左往せざるを得ないのが実態です。

そして、心底消耗し、やる気を失う社長を私は数多く見てきました。残念でなりません。



このような労働トラブルに増加に対応するためには、過去の事例を分析することが重要。労働判例から経営のヒントを導き出すことが極めて重要です！

つまり、「他人の失敗から学ぶ」・・・という発想です。

今後、このニュースレターでも事例や判例をご紹介しますね！あなたの経営に役立ててください。

若き社労士の視点

本日、経営者のあなたに知ってほしいことは、

「どうすれば会社が不利にならないか」

・・・というトラブルで負けないための予防の視点です。あるいは、負けても致命的な重症にならないための護身術の視点です。

労使間のトラブルで、会社の“勝ち”は、ほぼあり得ません。
“ほぼほぼ”負け“、よくて”引き分け”なんです。

なぜなら、
労働基準法をはじめとする労働法は、労働者保護のために存在し、使用者を守るための法律ではなく、むしろ、会社を取り締まるのが目的です。そもそも、戦っても“勝ち”がなく、得する可能性は限りなくゼロに近いのです。

だったら、こんなスタンスが賢いと思いませんか！？

- ✓ 労働トラブルに対し、未然の防衛策を徹底する
- ✓ 万一、トラブルになってしまったら逃げに徹する

私はこのスタンスをこう呼んでいます。

逃げるが勝ち戦略



そんな弱腰でなく正々堂々戦いたいとお思いになるお気持ちは、よ〜くわかります。

がしかし、
そろそろ変えないと、ヤバイ時代かもしれませんね！

編集後記



我が家には2歳の柴犬「テン」がおります。
今回は、そのテンの困ったお話です。

息子が2人おりますので、テンを含めて人数を数えますと、
人間2人プラス1匹で、実質的には3番目のかわいい子供
という感じです。

元来、柴犬は狩猟犬として日本に根づいたようですが、う
ちの3番目の子供「テン」は、その狩猟犬としての本能が、
この夏、爆発してしまったのです。

毎日、セミを喰いまくりました。

1匹や2匹ではありません。



1日5～10匹、通算150匹以上は食べたでしょうか！

獲物を追うハンターの目で、木の周りをウロウロし、
ある瞬間、ものすごい速さでガブリと。

「やったぜ」というご満悦の眼差しでムシャムシャ。

普段は優しい性格のテンとは全く別の生き物。



まさに野獣！

我が家の3番目の子供は、ワイルド過ぎて・・・

ちょっと鳥肌もので、引いてしまい・・・

でもいいんです！この秋も、がんばるぞー！！

松本みつはる



～プロフィール～ 松本 光治 (まつもと みつはる)

社会保険労務士／ファイナンシャルプランナー


1971年(昭和46年)6月生まれ、43歳。埼玉県出身。現在ひたちなか市在住。

専修大学経済学部卒。外資系AIU損害保険会社を経て独立。

無口で人見知りダメダメ営業マンが年間優秀社員表彰を受賞し、働きながら苦節3年の猛勉強で、全国最下位スレスレで社労士国家資格に合格した「大逆転・男」。

好きな言葉:「わが生涯に一片の悔い無し」(北斗の拳ラオウ)※私はトキのファンですが

茨城県社会保険労務士会 登録番号 08110029 号

全国1000の社労士事務所のネットワーク正会員  PSRnetwork

ご意見・ご相談をお寄せ下さい！

多くの挫折や試練ばかりの法人営業苦節17年間。同時に、多くのお客様である経営者にお世話になり伴走してきました。有難いことに、経営者から多くを学ぶことができた。そんな経験から「もっと役に立ちたい」という思いを強烈に抱く。100%経営者の味方。「会社が損をしないための知恵」を届けるために茨城で奔走中。まじめで人間味ある対応をあなたがご希望なら私は適任。理想論ではなく現実問題の話をしましょう！真剣に事業経営に挑み、自ら動く方からのご相談を心よりお待ちしております。

松本みつはる 社会保険労務士事務所

〒312-0013 茨城県ひたちなか市上野2-2-3 自宅兼事務所

～～～ お気軽にご連絡ください！ ～～～

T e l : 029-275-4700 (外出時は携帯へ転送) 携帯 : 090-3213-4754

F a x : 029-212-5112 (24時間受付)

メール : info@matsu-sharo.com (24時間受付)

ホームページ : <http://www.matsu-sharo.com> [松本みつはる](#) [検索](#)

[NEW サイト](#) [動画配信](#) 「サバイバル労務 WEB 講座」 : <http://www.matsu-sr.jp> ←おすすめ